

## Ⅱ 人権教育の基本的な方針とその考え方

### 1 人権教育の基本的な方針

※  
人権指針では、様々な人権問題の解決を目指し、学校等、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進するための基本的な四つの方針を定めた。

1 県民が主体となる人権教育

2 生涯を通じた人権教育

3 人権感覚を培う人権教育

4 共生の心を醸成する人権教育

この人権教育の基本的な方針に基づき、県教育委員会、市町村教育委員会、学校等において人権教育を実施する上で留意する考え方を「基本的な方針の考え方」として以下に示す。

---

※1 人権を尊重する心と態度を育てるには、幼児期の教育が重要な役割を担っていることから、人権教育実施の関係機関として幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校\*、高等学校、中等教育学校\*、特別支援学校に、保育所、認定こども園を含めるため、「学校等」とする。

※2 この方針において、「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程をそれぞれ含むものとする。

## 2 基本的な方針の考え方

### 1 県民が主体となる人権教育

#### (1) 基本的な方針

県民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組むための人権教育を推進する。

#### (2) 基本的な方針の考え方

##### ア 人権尊重の理念についての理解促進

- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという人権尊重の理念についての理解を図る。
- あらゆる場を通じて人権教育を行い、機会の平等が保障され、人権が尊重される社会を確立する大切さについての理解を図る。

##### イ 人権問題の正しい理解促進

- 憲法、人権関係国際文書等における人権の概念及び人権が持つ価値についての理解を図る。
- より身近な事例に基づき、様々な人権問題についての理解を図る。

##### ウ 主体的な取組の推進

- 一人一人の個性を伸ばす学習活動の充実を図る。
- 自ら考え、主体的に判断する力や実践力を育成するため、参加体験型学習を推進する。

##### エ 学習環境の整備

- 学習者の興味・関心、実態等に応じた弾力的な学習計画を作成する。
- 学習者の人権を尊重する視点に立って学習環境を整備する。
- 地域の実態に応じた多様な学習や交流事業の実施、教材の作成等を推進する。

## 2 生涯を通じた人権教育

### (1) 基本的な方針

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校等、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、県民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進する。

### (2) 基本的な方針の考え方

#### ア 生涯学習の視点に立った学習の充実

- 誰一人取り残されることなく、生涯にわたり必要な学習ができるよう、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした学習内容や学習方法の充実を図る。
- 学習者自身の身近な生活と結び付く、実態に応じた学習計画を作成するとともに、ライフスタイルに応じたあらゆる場や機会を通じて人権教育を行う。

#### イ 家庭教育の充実

- 家族愛や親子のふれあい、家庭における人権教育の大切さについての理解を図る。
- 子供の権利の保障や尊重についての理解を図る。

#### ウ 地域に根差した人権教育の充実

- 地域住民の人権意識を高める学習機会の提供や、参加・交流を促進する事業の実施など、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図る。
- 学習の成果を地域での活動に生かすような工夫や、学びの場を通じた住民相互のつながりづくり・地域づくりを意識して取り組む。

#### エ 学校等、家庭、地域社会相互の連携・協働

- 地域の実態等に応じて、学校等、家庭、地域社会のそれぞれが、互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り人権教育に取り組む。
- 人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとして取り組む。

## 3 人権感覚を培う人権教育

### (1) 基本的な方針

県民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚\*を身に付けた県民の育成を図る人権教育を推進する。

### (2) 基本的な方針の考え方

#### ア 学習者の主体的な参加を促す参加体験型学習\*の実施

- 体験活動や参加体験型の活動の中で、学習者が自分で考え、感じ、行動することを通して、人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くよう学習機会の充実を図る。
- 人格が形成される早い時期から、人権感覚の育成を図る。
- 学習者の実態に応じて参加体験型学習を系統的に展開し、継続的に行う。

#### イ 「人権感覚育成プログラム\*」の活用

- 「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施し、学習者が自らの課題の発見と解決に向けて、主体的・対話的に学ぶ学習活動の充実を図り、豊かな人権感覚を育成する。
- 人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点（人間の尊厳・価値の尊重、生命尊重、自己尊重の感情、共感と連帯感、公平・公正、多様性の尊重・共生、コミュニケーション能力、権利と責任、参加・参画）を意識し、学習者の実態に応じて計画的、系統的にプログラムを実施する。

#### ウ 実践力の育成

- 知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させるとともに、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成する。

## 4 共生の心を醸成する人権教育

### (1) 基本的な方針

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会\*を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を醸成する人権教育を推進する。

### (2) 基本的な方針の考え方

#### ア 共生社会の理解促進

- 共生社会実現のためには、互いの人権を尊重し合うことが大切であるという理解を図る。
- 自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う責任への自覚を促すとともに、自ら選択した行動の結果には、社会的責任が伴うことについての理解を図る。

#### イ 多様性を尊重する態度の育成

- 人々の文化、生き方、価値観などには多様性があることについての理解を図る。
- 互いの違いを認め、それを尊重しつつ共に生きようとする心や態度を育てる。

#### ウ 自他の人権を守ろうとする人権意識の向上

- 自他の人権についての正しい理解と、その権利の保障に関して意見を表明することの重要性の理解を図る。
- 自他の人権を守り、人権侵害を予防・解決するために必要な実践力の向上を図る。

#### エ 望ましい人間関係の構築

- 自分の気持ちや考えを様々な方法を用いて率直、誠実かつ適切に他者に伝えることの大切さについての理解を図る。
- 他者の気持ちや考えを共感しながら受け止め、その立場や心情を踏まえ、積極的に人間関係を築き協力して物事に取り組もうとする心や態度を育てる。

#### オ 社会参加への促進

- よりよい社会の実現を目指し、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする心や態度を育てるとともに、その機会の充実を図る。